

第3次
浜松市人権施策推進計画
解説編

令和7(2025)年度▶令和11(2029)年度

令和7(2025)年3月
浜 松 市

第1章 基本的な考え方

1 計画策定にあたって	2
2 計画策定の背景	2
(1)国の動き	
(2)県の動き	
3 浜松市のこれまでの取り組み	3
(1)浜松市人権施策推進指針	
(2)浜松市人権施策推進行動計画	
(3)浜松市人権施策推進計画	
4 第3次浜松市人権施策推進計画で目指すもの	5
(1)政策目標	
(2)基本姿勢	
(3)計画の目標とする成果指標	
(4)計画と関連するSDGs(持続可能な開発目標)	
浜松市人権施策推進計画 体系図	7

第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み

1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育	8
2 学校における人権教育	9
3 地域社会への啓発	10
4 企業における人権啓発	12
5 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等	13
6 人権を身近に感じる啓発活動	14
7 相談・支援の推進	16

第3章 分野別施策の取り組み

分野別施策の取り組み一覧	19
1 女性をめぐる人権	20
2 こどもをめぐる人権	23
3 高齢者をめぐる人権	26
4 障がいのある人をめぐる人権	29
5 部落差別(同和問題)	33
6 外国人をめぐる人権	35
7 刑を終えて出所した人等をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)	38
8 性的マイノリティをめぐる人権	43
9 インターネット上の人権侵害	47
10 その他の人権問題	49

第1章 基本的な考え方

1 計画策定にあたって

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。そして「お互いに違いを認め合い」、「個人として尊重し合う」ことによって守られるものと考えます。

しかしながら、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり、偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が侵されたりしています。

私たちの周囲には、まだまだ様々な人権問題が存在するとともに社会情勢の変化を受けて多様化が進んでいます。

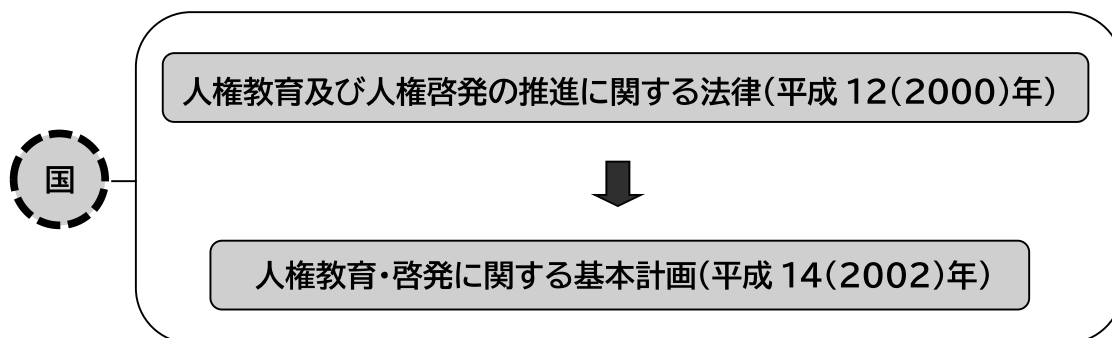
この計画は、浜松市に暮らすすべての人が人権について知り考え、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、多様性を認め合い、人権を尊重し、自分らしく幸せに生きられる社会を願い策定しました。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

人権に関する施策として、国においては平成 12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

これに基づき平成 14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

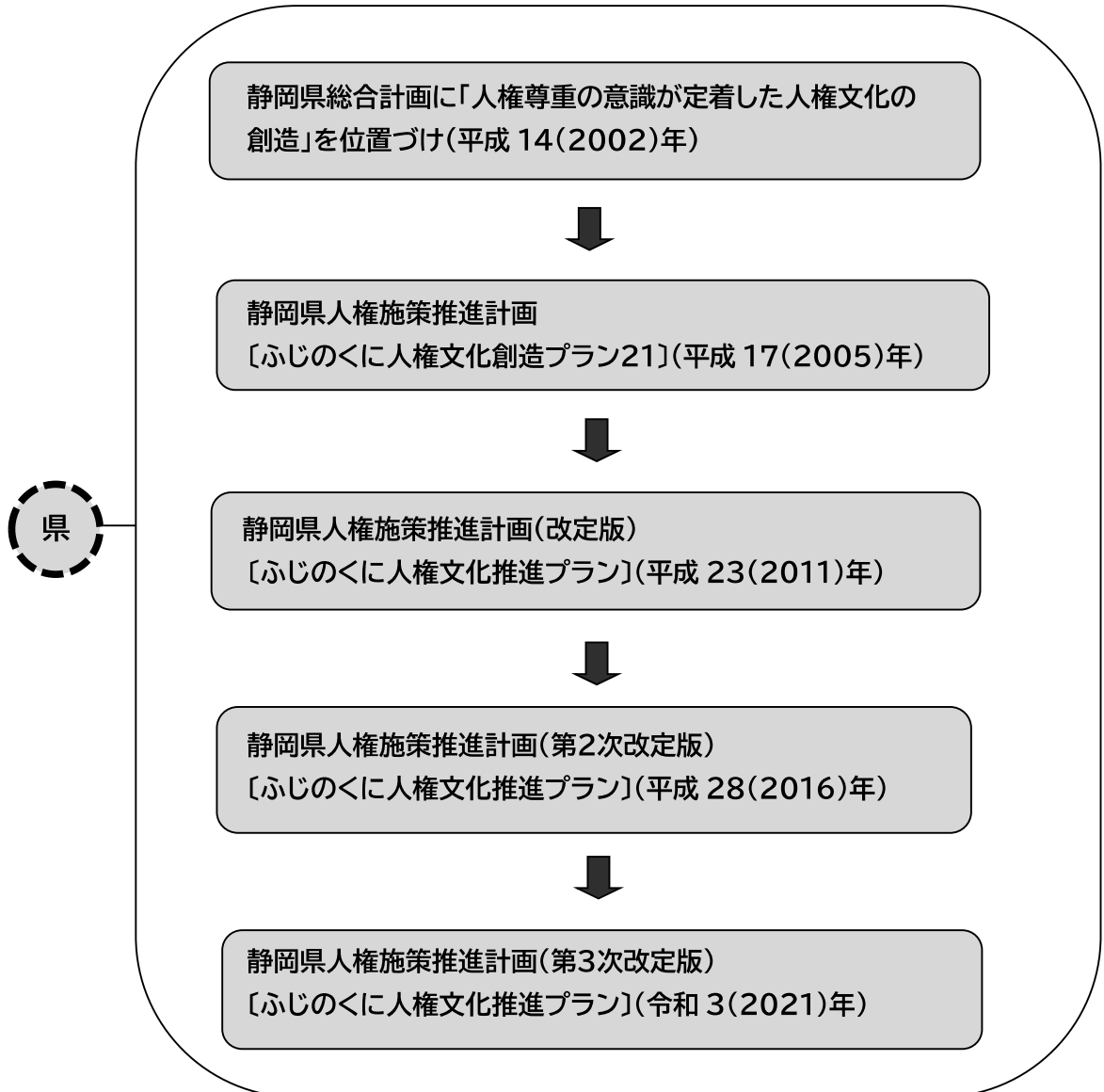


(2) 県の動き

平成 14(2002)年に静岡県総合計画に「人権尊重の意識が定着した人権文化の創造」が位置づけられました。

平成 17(2005)年には「静岡県人権施策推進計画〔ふじのくに人権文化創造プラン21〕」が策定されました。

この計画は平成 23(2011)年に第 1 次改定が実施され、平成 28(2016)年には第2次改定を実施し、令和 3(2021)年から第3次改定が実施されています。



3 浜松市のこれまでの取り組み

(1) 浜松市人権施策推進指針

■浜松市人権施策推進指針 (平成 20(2008)年度～26(2014)年度)

◆基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政
- 3 高い人権意識・人権感覚の確保

(2) 浜松市人権施策推進行動計画

■第1期浜松市人権施策推進行動計画 (平成 21(2009)年度～ 23(2011)年度)

◆政策目標

「偏見と差別のない明るい社会の実現」

◆基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政
- 3 高い人権意識・人権感覚の確保

■第2期浜松市人権施策推進行動計画 (平成 24(2012)年度～ 26(2014)年度)

◆政策目標

「思いやりと理解を育む社会の実現」

◆基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 みんなで育む人権尊重の地域

(3) 浜松市人権施策推進計画

浜松市人権施策推進計画は、「浜松市人権施策推進指針」と「浜松市人権施策推進行動計画」を統合、一本化した計画としました。

■第1次浜松市人権施策推進計画(平成 27(2015)年度～ 31(2019)年度)

◆政策目標

「人権を尊重した心豊かで住みやすい社会の実現」

◆基本姿勢

幅広い市民へ ～人権を身近に～

■第2次浜松市人権施策推進計画(令和 2(2020)年度～6(2024)年度)

◆政策目標

「思いやりあふれる社会の実現」

◆基本姿勢

人権尊重意識の定着 ～気づき育み人権を身近に～

4 第3次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

(1) 政策目標

「多様性を認め合う差別のない社会の実現」

人は、個人として尊重され、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されてはいけません。

しかしながら、現在もなお人種、国籍、民族、出身、年齢、性別その他の事由による差別が存在しています。すべての人が、自分らしく生き暮らしていくためには、一人ひとりの人権をお互いに尊重することが大切であることから、「多様性を認め合う差別のない社会の実現」を目指します。

(2) 基本姿勢

「人権尊重意識の定着 ～互いに認め合い、尊重し合う～」

令和 5(2023)年に実施した「人権に関する意識調査」では、「人権を尊重することは重要であると思う」と回答した人は9割以上、「自分以外の人の人権を尊重できていると思う」と回答した人は7割以上という結果となった一方で「人権尊重の意識が定着していると思う」と回答した人は31.7%と低い結果となりました。

この「人権尊重の意識が定着していると思う人」の割合について、第2次人権施策推進計画で50%を目指してきましたが、この結果から引き続き、人権尊重意識の定着に向けた取り組みが必要と考えます。

人権尊重意識の定着については、お互いに認め合い、尊重し合うことが大切であり、そのためには、人権に関する正しい知識を身につけることが重要です。

「人権に関する意識調査」でも「お互いの人権が尊重されるために、市民一人ひとりがするべきこと」において「人権に関する正しい知識を身につける」が7割以上あり、最も多いという結果でした。この結果を踏まえて、市では人権尊重意識の定着のために、法務局、人権擁護委員、関係団体等と連携して人権に関する正しい知識の普及・啓発に努めていきます。

また、人権啓発に取り組む民間企業や関係団体等の活動も多様性を認め合う、差別のない社会の実現に大きく寄与しており、これらの主体とも連携・協力し、必要に応じて意見を求め施策を推進していきます。そして、それぞれの特性を活かし、共に関わることで、人権問題解決のためのインクルーシブ(包摂的)な環境が整えられていきます。

市は、今後も地域の実情に沿った取り組みを継続的に推進しながら、様々な主体との連携を強化することが重要だと考えます。

(3) 計画の目標とする成果指標

「人権尊重意識の定着度」 50%

政策目標達成度の指標として「人権尊重意識の定着度」を設定し、令和 5 (2023)年度には「31.7%」であったものを令和 11(2029)年度までに「50%」となることを目標に事業の推進に取り組みます。

令和 5(2023)年実施の人権に関する意識調査結果より

問 1. あなたは、人権を尊重することは重要だと思いますか？	はいの回答 95.2%
問 2. あなたは、自分以外の人の人権を尊重できていると思いますか？	はいの回答 76.3%
問 3. 浜松市は、「人権尊重の意識」が生活の中に定着していると思いますか？	はいの回答 31.7%

(4) 計画と関連するSDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12 (2030)年までの国際目標です。

・2030 アジェンダには 17 の目標があり、「すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護」「ジェンダー平等の実現」などの人権に関わりの深い言葉が明記されています。

・浜松市では、平成 30(2018)年 6 月に「SDGs未来都市」に選定されており、本計画の取り組みもSDGsの視点を踏まえて推進しています。

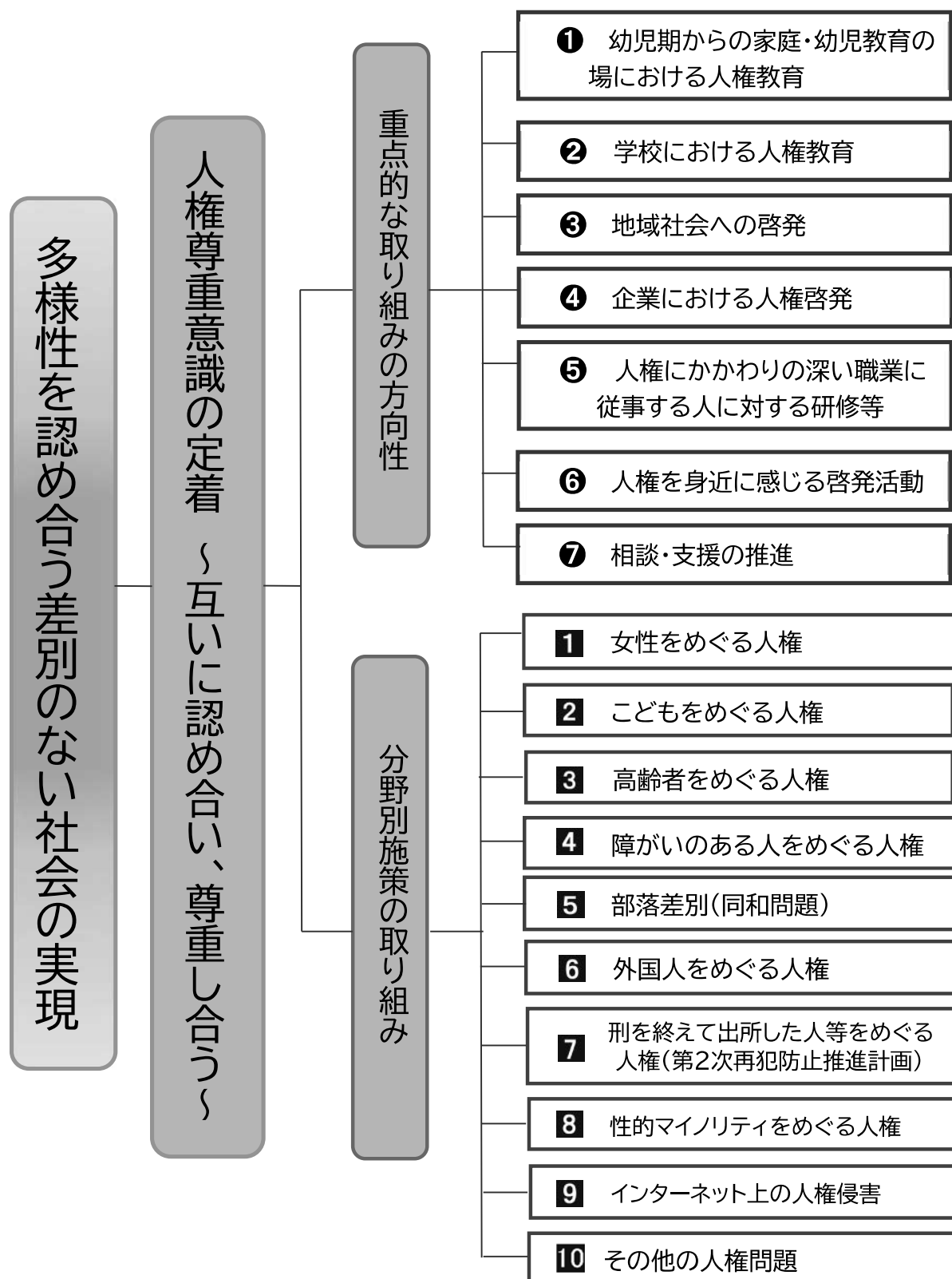


浜松市人権施策推進計画 体系図

政策目標

基本姿勢

施策の方向性・取り組み



第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み

① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

(1) 方向性

幼児期は、将来の人格形成に大きな影響を与える重要な時期です。自分が、家族や周囲の人たちから愛され、大切にされているという思いをもち、自己肯定感へとつながっていくよう、幼児の人格を尊重した教育活動を推進します。

また、家庭での教育に役立つよう保護者への学習機会を提供します。



(2) 主な取り組み

- ・ 幼稚園、小・中学校の保護者対象の人権講座
- ・ 人権啓発絵本・DVDの作成、人権啓発資料の貸出
- ・ 世代間交流事業



(3) 具体的な取り組み

人権啓発絵本 令和5(2023)年度発行

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
地域ふれあい講座	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭におけるこどもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
人権啓発絵本・DVDの作成 啓発図書・DVDの貸出	幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本・DVDを作成し、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。また、保育園、幼稚園、小・中学校の学習用、希望する市民などへ社会教育用に、人権問題に関する学習ができる啓発DVDや書籍を貸し出します。	人権啓発センター
世代間交流事業	市立幼稚園、保育園、認定こども園において、思いやりの心とやさしい気持ちを育み、様々な世代の人たちと分け隔てなく接することができるように、季節の伝統行事や地域の伝承遊び等を園児と地域の高齢者等が共に体験する世代間交流を行います。	幼保運営課

② 学校における人権教育

(1) 方向性



学校においては、小学生からの発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、それを行動に移していくための実践力を育てていくことが重要です。そのために学校での人権教育を充実させるとともに、教職員が児童・生徒の人権について正しい知識を持つための研修を実施していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 人権教育の推進
- ・ 人権教室の実施
- ・ 教職員対象の研修



人権教室

(3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権教育の推進	静岡県教育委員会作成の「人権教育指導の手引き」等を利用し、全教育活動で人権教育を行い、教職員と児童生徒の人権意識・人権感覚を高めます。 小・中学校で行われている人権教育の様子を、学校便りやブログで発信し、家庭や地域に伝えていきます。 浜松市教育研究会人権教育部会と連携し、授業時間での人権教育の機会を作ります。	教育センター
人権教室の実施	人権擁護委員が学校に出向き、人権に関する講話を行う人権教室を実施します。	人権啓発センター (浜松市人権擁護委員連絡協議会)
教職員研修	教職員研修（人権教育指導者）の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身に付ける研修を実施します。 ・ 人権教育指導者（園長・校長）研修 ・ 人権教育指導者（担当者）研修 ・ その他、初任者研修の一部	教育センター 人権啓発センター
	教職員研修（生徒指導担当等）の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身につける研修を実施します。 ・ いじめや不登校、虐待、ヤングケアラー等	教育センター
学校訪問活動	指導主事が、小・中学校を訪問し、教育の基本方針を示した「はままつの教育」の徹底とともに、「授業改善」と「子ども理解」の推進を図ります。 教科、道徳、特別活動等、すべての教育活動を通して人間尊重の教育を推進します。	教育センター
人権啓発絵本・DVDの作成	幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本・DVDを作成し、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。	人権啓発センター

③ 地域社会への啓発

(1) 方向性



いろいろな人権問題を取上げ、市民に対して人権について知ったり考えたりする機会を提供していきます。また、その機会に人権に配慮した言動の大切さを呼び掛けることで、地域全体が多様性を認め合う差別のない社会となるような啓発活動を実施していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 市民向け講座の開催
- ・ 人権講演会の開催
- ・ こどもの見守り活動



(3) 具体的な取り組み

地域ふれあい講座

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
地域ふれあい講座	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭におけるこどもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
人権いきいき市民講座	一般市民を対象とした人権に関する講座を開催し、人権意識の向上や人権教育・啓発の推進を図ります。	人権啓発センター
人権講演会	女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上と啓発を図ります。	人権啓発センター
人権啓発に関する出前講座	人権への理解を深めるために、要望のある企業・団体・学校等を対象に出前講座を実施します。	人権啓発センター
こどもの見守り活動	学校や通学路における事件・事故からこどもを守り、安心して教育が受けられるよう、家庭、見守りボランティア、スクールガード・リーダーが連携し、地域の実情に合った見守り活動を行います。 こどもの緊急避難場所「こども110番の家」について、引き続き地域の青少年健全育成会等を通して協賛を呼びかけるとともに、市のホームページに「こども110番の家」について掲載し、広く協賛を呼びかけます。	健康安全課 こども若者政策課

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
認知症施策推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、認知症サポーター養成講座及び講演会などを開催します。 認知症高齢者等に対する保健医療水準の向上を図るため、認知症患者の診療に関わる医師を対象とした研修の開催や、拠点となる認知症疾患医療センターを継続指定します。 認知症に係る正しい知識の普及を推進することを目的に認知症ケアパスや自己チェックリストを作成・配布します。	高齢者福祉課
地域高齢者見守り・支援事業	「はままつあんしんネットワーク」づくりに向け、自治会や応援事業者などへの参加協力依頼を進めます。また、民生委員・地域包括支援センター・区による見守り活動に向けた情報共有を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して実態調査とあんしん情報キットの配付を行います。	高齢者福祉課
共生・共育推進事業	障がいのある子が地域の中で、共に豊かに生活できる社会をめざし、学区に住む特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を推進します。希望がある児童生徒を各小中学校で受け入れ、よりよい交流及び共同学習を実施します。	教育支援課
多文化共生センター運営事業	お互いの文化の理解を深めるため、多文化理解講座や国際理解教育講座を実施します。 自治会に対し、通訳派遣や多言語回覧文書の作成支援を行います。また、共生のための交流行事や各種制度の説明会等のコーディネートを行います。 研修や講座の開催を通じ、多文化共生の活動を行う各種団体の支援を行います。	国際課



人権いきいき市民講座

④ 企業における人権啓発



(1) 方向性

企業は、公平な採用、男女間や正規・非正規労働者間の格差解消、様々なハラスメント、性的マイノリティの方々等への対応が求められるため、人権に関する正しい知識と理解を深めることが必要です。また、企業も社会の構成員であるという考え方が定着し、社会的責任(CSR)が重要視されるようになってきていることから、企業における啓発活動及びその支援を実施していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 企業向け人権講座の開催
- ・ 企業の社会貢献活動相談支援



オピニオンリーダー講座

(3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
オピニオンリーダー講座	企業において、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するとともに、企業の社会的責任に対する意識の向上を図るための研修を行います。	人権啓発センター (共催：ハローワーク)
地域福祉型社会貢献活動に係る相談事業	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイデアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取り組みを支援します。	福祉総務課

企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility:CSR)

法令遵守や情報開示、地域に対する社会貢献活動、環境への取り組みなど、一般に企業が社会に対して果たすべき責任全般を意味します。企業も社会を構成する一員として、人権や環境に配慮した行動をとるべきであるとする企業の社会的責任が強く求められています。

⑤ 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

(1) 方向性

人権教育・啓発活動の推進にあたっては、人権にかかわりの深い市職員、教職員が人権に関する正しい知識と理解を深めた上で、業務を遂行することが重要です。そのための研修会、講座等を実施し、人権尊重意識の高い人材育成を図っていきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 市職員対象の研修
- ・ 教職員対象の研修
- ・ 人権だよりの発行
- ・ 市町人権教育連絡協議会



人権教育指導者研修会



人権だよりの発行

(3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権問題を理解するための職員研修	新規採用職員フォローアップ研修の中で、人権問題について事例紹介やグループワークを通じた講義を行い、行政に携わる者として人権の重要性を学びます。 また、他の階層にも対象を広げ研修を実施します。	人事課
新任課長研修 (職場のハラスメント防止について)	職場のハラスメントの防止に向けて、ハラスメントの概念の理解を深める研修を実施します。	人事課
セクシュアル・ハラスメント等相談員研修	セクシュアル・ハラスメント等の防止についての理解を深め、カウンセリングスキルを高める研修を実施します。	人事課
人権啓発推進員研修会	市職員のうち各課から推薦された人権啓発推進員を対象に、人権についての正しい理解と知識を身に付けるための研修会を実施します。	人権啓発センター
教職員研修	教職員研修の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身に付ける研修を実施します。 ・ 人権教育指導者（園長・校長）研修 ・ 人権教育指導者（担当者）研修 ・ その他、初任者研修の一部分	教育センター 人権啓発センター
人権だよりの発行	市職員の人権意識高揚のために、人権啓発センターが開催した講座、研修内容の紹介、参加者の感想、意見をまとめた人権だよりを作成し、職員へ配信します。	人権啓発センター
市町人権教育連絡協議会	県内関係市町で組織し、様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実を図ります。	人権啓発センター

⑥ 人権を身近に感じる啓発活動



(1) 方向性

人権を身近に感じ、人権について知ったり考えたりする機会を提供するために、気軽に参加できるイベント、講演会等を開催します。また、多くの市民が参加する市主催のイベント等に出向き、啓発活動を実施していきます。

各種広報媒体を通じて、外国人や障がいをもつ方など、幅広い市民に対して必要な情報を提供し、人権啓発活動を実施していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ コンサートなど誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- ・ 多言語による情報提供
- ・ 人権啓発活動地域ネットワーク事業



クリエートの夏まつり

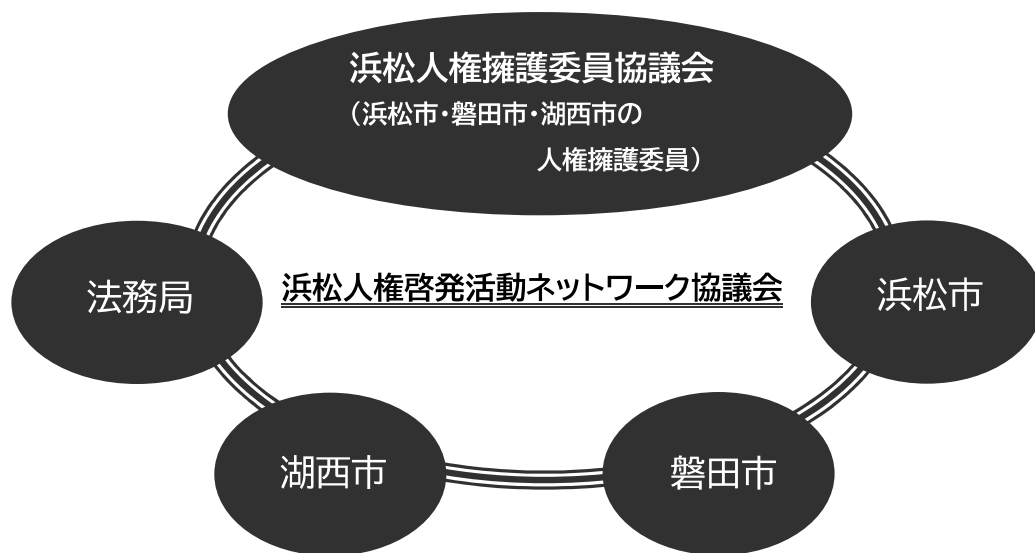
(3) 具体的な取り組み

「ハートフルヒューマンストーリー」

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権啓発・教育広報活動	多くの市民が参加する市主催のイベント等に出向き、啓発活動を実施します。 各種広報媒体（ソーシャルメディア、公共交通機関での広告等）を活用して、人権について啓発・教育を進めます。 人権週間（12月4日～10日）に合わせ市役所庁舎に啓発のための懸垂幕を掲出します。	人権啓発センター
外国人向け広報媒体の発行及び情報提供	視覚障がい者などへの「広報はままつ」点字版、音声版の発行や、外国人に対する「広報はままつ」の外国語版、やさしい日本語版の発行、多言語翻訳による配信サービスを行います。また、市公式Webサイト内に、生活に必要な情報を多言語で見ることができる「カナル・ハママツ」のページの掲載や自動翻訳サービスを提供します。	広聴広報課 国際課
多言語による情報提供	多文化共生センター（クリエート浜松4階）で多言語による生活相談を行うほか、多言語情報サイトを運用し、外国人が求める必要な暮らしの情報を多言語で提供します。	国際課
クリエートの夏まつり	子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々など、誰もが気軽に参加できるイベントの開催を通して、人権意識の向上と啓発を図ります。	人権啓発センター

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権啓発活動地域ネットワーク事業	小学生の人権書道・ポスターコンテストや「人権の花」運動などを行い、人権尊重の理解を深めます。また、人権週間に合わせて、「人権フェスティバル」を開催します。	人権啓発センター (浜松人権啓発活動ネットワーク協議会)
人権講演会	女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、同性問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上と啓発を図ります。	人権啓発センター

【浜松人権啓発活動ネットワーク協議会】



浜松人権フェスティバル

⑦ 相談・支援の推進



(1) 方向性

人権擁護委員、法務局等とともに人権に関する悩みの相談や人権問題の解消に向けた支援を実施していきます。この他にも、人権の分野に応じた関係機関においても相談・支援を実施し、不安の解消に向けた体制作りを進めていきます。

また、相談機関の周知に向けた取り組みも実施していきます。

(2) 主な取り組み

- ・ 安心して相談できる相談体制の推進
- ・ ICTを活用した相談事業や情報提供
- ・ 包括的な支援体制の整備



タブレット型情報端末

(3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
各分野別の相談・支援	人権の分野に応じた担当課による相談・支援を実施し、不安の解消に向けた取り組みや暮らしやすい環境づくりに向けた支援を進めます。	各分野担当課 (分野別施策の取り組みを参照)
相談機関の周知	様々なイベント、講座、研修会等において相談機関を掲載したり、リーフレット等を配布し周知を行います。	人権啓発センター
地域包括ケアシステムの構築・推進	誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を実現するため、あらゆる相談支援機関が連携し、高齢者だけでなく全世代型の地域包括ケアシステムを官民協働で構築・推進します。	高齢者福祉課 福祉総務課
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	現状では適切なサービスを受けることができない様々な人を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。	福祉総務課
I C Tを活用した相談事業や情報提供	タブレット型情報端末を関係機関に配置し、手話通訳やテレビ多言語翻訳アプリや多言語通訳サービスを活用したコミュニケーション支援を実施します。	各分野担当課 (分野別施策の取り組みを参照)

(4) 主な相談機関

相談機関	相談内容	電話番号
法務局	差別、いじめ、プライバシー侵害のなど様々な人権に関する相談	静岡地方法務局 浜松支局総務課 053-454-1396
労働基準監督署	職場でのハラスメントに関する相談	浜松労働基準監督署 053-456-8148
児童相談所	児童虐待などこどもに関する専門的な相談	053-457-2703
地域包括支援センター	高齢者に関する総合相談	次ページ参照
障がい者相談支援センター	障がいのある人やそのご家族からの相談	下記参照
D V 相談専用ダイヤル	配偶者やパートナーからの暴力	053-412-0360
浜松市いじめ子どもホットライン	幼稚園児、小・中学生とその保護者からのいじめに関する相談	053-451-0022
児童相談所共通ダイヤル	児童虐待などに関する相談	189
みんなの人権 110 番	様々な人権に関する相談	0570-003-110
こどもの人権 110 番	いじめなど学校や家、友達のことに関する相談	0120-007-110
女性の人権ホットライン	女性をめぐる様々な人権に関する相談	0570-070-810
外国語人権相談ダイヤル	10 か国語の多言語に対応する人権相談	0570-090-911
ふじのくに LGBT 電話相談	性のあり方の悩みや困りごとに関する相談	0120-279-585

浜松市障がい者相談支援センター		
旧中区・旧北区（三方原地区）	浜松市中障がい者相談支援センター	053-488-8077
旧東区	浜松市東障がい者相談支援センター	053-424-0371
旧西区	浜松市西障がい者相談支援センター	053-597-1124
旧南区	浜松市南障がい者相談支援センター	053-401-6881
旧浜北区	浜松市浜北障がい者相談支援センター	053-587-1010
旧北区（三方原地区を除く）	浜松市北障がい者相談支援センター	053-523-2255
旧天竜区	浜松市天竜障がい者相談支援センター	053-589-5580

地域包括支援センター				
区名	施設名	所在地	電話番号	担当地域
中央区	元 浜	中央区元浜町 356	479-1215	北、曳馬
	鴨 江	中央区鴨江三丁目 6-12	456-3362	西、県居、江西
	佐 鳴 台	中央区佐鳴台三丁目 35-21	448-0201	城北、佐鳴台
	和 合	中央区和合町 555	475-5560	富塚、萩丘(住吉・和合)
	板 屋	中央区中央三丁目 1-18	456-5600	中央、アクト、江東、駅南
	高 丘	中央区高丘東四丁目 43-11	420-6330	萩丘(萩丘中、葵・高丘)
	三 方 原	中央区東三方町 239	439-5000	三方原
	あ り た ま	中央区有玉南町 1436	434-7899	積志
	さ ぎ の 宮	中央区小池町 38-1	432-5151	長上、笠井
	あ ん ま	中央区安間町 55-8	423-2701	中ノ町、和田、蒲
	大 平 台	中央区大平台一丁目 34-30	485-2800	入野、篠原
	和 地	中央区大山町 2893-1	437-2001	庄内、和地、伊佐見
	雄 踏	中央区雄踏町宇布見 4080-4	597-0022	舞阪、雄踏、神久呂
	新 津	中央区法枝町 248-3	444-3333	新津、可美
	芳 川	中央区石原町 749	426-1503	芳川、河輪、五島
	三 和	中央区三和町 242-1	462-1011	白脇、飯田
浜名区	北 浜	浜名区高園 208-2	584-2733	北浜
	し ん ば ら	浜名区新原 4092-2	584-1090	浜名、麿玉
	於 呂	浜名区於呂 2519-2	588-5600	中瀬、赤佐
	三 方 原 (サテライト都田・新都田)	浜名区新都田五丁目 12-21	428-6333	都田、新都田
	細 江	浜名区引佐町井伊谷 2569	528-2288	細江、引佐、三ヶ日
	(三ヶ日支所)	浜名区三ヶ日町三ヶ日 500-1 (三ヶ日支所庁舎内)	528-0788	三ヶ日
天竜区	天 竜	天竜区二俣町二俣 1569-28	925-0034	天竜、春野
	(春 野 支 所)	天竜区春野町宮川 1467-2 (春野支所庁舎内)	983-5000	春野
	北 遠 中 央	天竜区龍山町戸倉 711-2 (龍山保健センターやすらぎ内)	969-0088	佐久間、水窪、龍山
	(水 窪 支 所)	天竜区水窪町奥領家 2980-1 (水窪支所庁舎内)	982-0870	水窪
	(佐久間支所)	天竜区佐久間町中部 18-11 (佐久間支所庁舎内)	965-0080	佐久間

令和 6 (2024) 年 10 月現在

第3章 分野別施策の取り組み

分野別施策の取り組み一覧

1 女性をめぐる人権

- ① ジェンダーギャップの解消に向けた教育・啓発
- ② 女性への暴力を見逃さない地域づくり
- ③ 安心して相談できる環境整備

2 こどもをめぐる人権

- ① こどもの人権が尊重される教育・啓発
- ② こどもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化
- ③ 地域のこどもを守る活動支援

3 高齢者をめぐる人権

- ① 高齢者の人権が尊重される教育・啓発
- ② 高齢者が自立して生活できる環境づくり
- ③ 高齢者への相談・支援

4 障がいのある人をめぐる人権

- ① 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
- ② 社会参加促進のための就労支援
- ③ 障がいのある人やその家族への相談・支援

5 部落差別(同和問題)

- ① 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- ② 周辺住民との交流事業の継続

6 外国人をめぐる人権

- ① 多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発
- ② 外国人市民への多言語による情報提供・相談・支援

7 刑を終えて出所した人等をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)

- ① 犯罪や非行をした人への就労支援
- ② 保健・福祉サービスの提供支援
- ③ 関心を深めるための啓発活動
- ④ 活動しやすい環境づくり

8 性的マイノリティをめぐる人権

- ① アウティング(第三者への暴露)の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動
- ② 生きづらさを解消するための取り組み

9 インターネット上の人権侵害

- ① 情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発
- ② 誹謗中傷・人権侵害の解消に向けた取り組み

10 その他の人権問題

- ① 感染症患者等の人権 ② 犯罪被害者等の人権
- ③ ホームレスの人権 ④ 大規模災害に起因する人権問題

1 女性をめぐる人権



(1) 現状と課題

令和 5(2023)年に実施した人権に関する意識調査(以下「意識調査」という。)では、「性別による役割分担意識(男は仕事、女は家庭)の存在」が問題だと思うとの回答が 41.7%と最も高く、次いで「性別による職種の限定や、待遇差があったりする」が 38.5%と増加傾向にあります。性別で見ると、「性別による役割分担意識(男は仕事、女は家庭)の存在」は女性 46.9%で、男性 35.8%よりも 11.1 ポイント高くなりました。

このように、性別に基づく固定的役割分担意識や、労働の場における性別による雇用機会、待遇等の差は、男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つになっています。

また、「セクシュアル・ハラスメント」、「女性に対するストーカーや痴漢行為」、「DV(ドメスティック・バイオレンス)」が問題だと思うとの回答も 30%前後と高くなりました。

これらの女性に対する暴力やハラスメント等は、人の心と体を傷つける重大な人権侵害であることを正しく理解する必要があります。このような中、女性の人権を尊重するための研修や講座などの教育や学習機会の充実を図る取り組みを進めてきています。

また、「浜松市DV相談支援センター」や「あいホール相談室」など女性の相談・支援体制の充実を図るとともに、DVやハラスメント根絶のための啓発活動を実施しています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から相手方に振るわれる暴力です。また、交際相手からの暴力のことをデートDVと呼んでいます。

単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力も DV にあたります。また、こどもの目の前で暴力をふるうことは、児童虐待(面前DV)にあたります。

DV・デートDVは、人の心と体を傷つける重大な人権侵害です。

(2) 取り組みの方向性

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重されるために、性別による固定的役割分担意識や男女間の格差の解消に向けた啓発活動を継続していきます。

女性に対するセクシュアル・ハラスメント、女性に対するストーカーや痴漢行為、DV(ドメスティック・バイオレンス)、マタニティ・ハラスメント等が重大な人権侵害であることを正しく理解するための啓発活動とこれらの問題の防止に向けた取り組みを推進します。

女性に対する暴力やハラスメントに対しては、早期発見・早期対応に向けて被害者が安心して相談できる環境を整えていきます。また、地域や関係機関との連携を強化する中で、女性に対する暴力等を見逃さない地域づくりにも取り組んでいきます。

(3) 具体的な取り組み

① ジェンダーギャップの解消に向けた教育・啓発

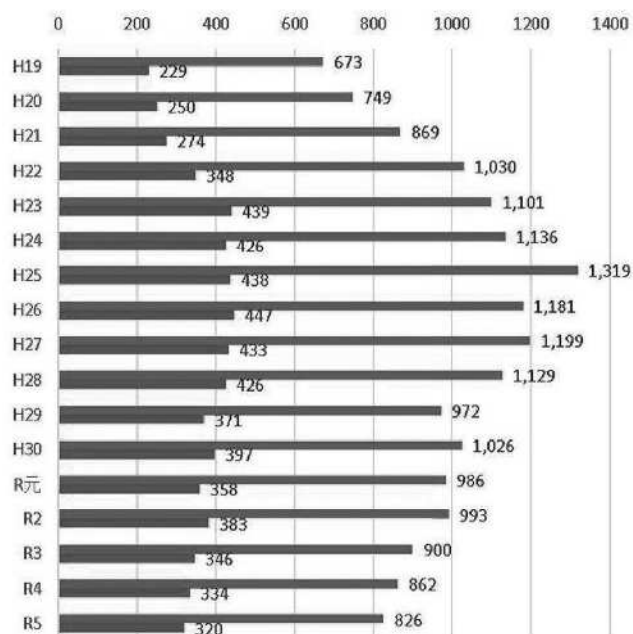
取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
男女共同参画の視点による配慮	市民が目にする広告物等において、女性の人権等に配慮するよう、男女共同参画の視点で審査します。	U D ・ 男 女 共 同 参画課
市民フォーラム	男女共同参画を広く市民に啓発するための講演会を開催します。	U D ・ 男 女 共 同 参画課
審議会等への女性委員の登用促進	市の政策や方針決定に深くかかわる附属機関において男女共同参画を推進するため、女性委員の登用促進を図ります。	政策法務課 U D ・ 男 女 共 同 参画課
女性の人材育成	地域やP T A、審議会等あらゆる分野で活躍できる女性人材を育成するため、男女共同参画の推進を図る拠点施設において講座等を開催します。	U D ・ 男 女 共 同 参画課
男女共同参画の意識啓発のための情報発信	男女共同参画推進のための情報誌を発行します。	U D ・ 男 女 共 同 参画課
男女共同参画の意識啓発	市民団体等が開催する男女共同参画に関する学習会に講師を派遣する「こらば講座」や男女共同参画の推進を図る拠点施設における啓発講座、男女共同参画週間（毎年6月23日から29日まで）に合わせた意識啓発を実施します。	U D ・ 男 女 共 同 参画課

② 女性への暴力を見逃さない地域づくり

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
DV等防止啓発の推進	女性に対する暴力をなくす運動期間中（毎年11月12日から25日まで）に合わせ、市役所ロビーやバス・電車内の電光掲示板を利用した暴力防止啓発を行います。	UD・男女共同参画課
教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み	セクシュアル・ハラスメントを含む児童生徒の様々な問題に対応するため、心理臨床業務等に豊かな知識・経験を持つスクールカウンセラーを小・中学校及び市立高校に配置し、スクールカウンセラー研修会も開催します。	教育支援課
市民団体及び警察等関係機関との連携の強化	DV関連機関による「DV相談ネットワーク連絡会」を開催します。	子育て支援課

③ 安心して相談できる環境整備

取り組み テーマ	内 容	担当課 (実施主体)
DV等被害者の早期発見	配偶者暴力相談支援センターにおいて、専用の電話相談を実施します。	UD・男女共同参画課
男女共同参画苦情処理検討委員の配置	性別を理由とする差別的な取扱いなどにより受けた被害や不利益の申出に対し、必要な助言を行います。	UD・男女共同参画課
女性相談支援事業	女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのDV等の相談に女性相談支援員が応じます。	子育て支援課



女性相談件数の推移

令和5(2023)年度の女性相談件数は826件で、そのうちDV相談は320件でした。

こども家庭部子育て支援課（浜松市）

2 こどもをめぐる人権



(1) 現状と課題

令和 5(2023)年4月に施行された「こども基本法」では、基本理念の1番目に差別の禁止が謳われ、すべてのこどもは個人として尊重され、基本的な人権が守られるとともに、差別的取扱いを受けないと規定されており、基本理念に基づく取り組みが求められます。

本市の意識調査では、「大人による子どもへの虐待」が問題だと思うとの回答が57.9%と最も高く、次いで、「子どもの間でのいじめ」が55.4%、「インターネット(パソコンや携帯電話)を利用してのいじめ」が40.5%となっています。

また、「子どもが、親の経済的理由で十分な食事や教育を受けることができない」「指導的な立場にある人からの体罰や暴言」「ヤングケアラー」が問題だと思うとの回答も20%を超えています。

これらは、少子化・核家族化の進行、保護者のライフスタイルや価値観の多様化、併せて、地域社会における交流機会の減少など、こどもたちを取り巻く環境は常に変化しており、こどもをめぐる人権問題が深刻化・複雑化してきていることを表しています。

児童虐待やいじめの防止のために、家庭・学校・地域・関係機関が連携し、こどもたちを守り育てる体制の強化に努めてきた結果、大人による児童虐待やこども間のいじめが、重大な人権侵害行為であるという認識は広がりつつあるものの、インターネットを通じた人権侵害行為やヤングケアラーといった新たな課題も生じています。

(2) 取り組みの方向性

児童虐待やいじめのない社会をつくるために、関係機関との連携強化を図り、家庭・学校・地域とのつながりを深めるなど、引き続き、地域社会全体でこどもたちを守り育てる体制づくりの強化に取り組み、こどもへの愛情と思いやりあふれる意識の醸成を目指します。

こどもたちには、自分が一人の人として社会から大切にされていると感じられることにより、自分だけでなく他の人の大切さを認め、互いに尊重し合うことができるよう、人権尊重意識を育んでいきます。そのために、幼児期から家庭や幼児教育の場での基礎的な人権教育を行い、就学後は更に学校における人権教育に継続して取り組んでいきます。

その他にも、インターネットに関しては、正しい知識と使い方（メディアリテラシー）を身につけることができるよう、こどもや保護者を対象とした講座の開催を続けていきます。

また、小学校高学年を対象に、法を守って生活することへの理解を深め、非行の防止を図ります。

(3) 具体的な取り組み

① こどもの人権が尊重される教育・啓発

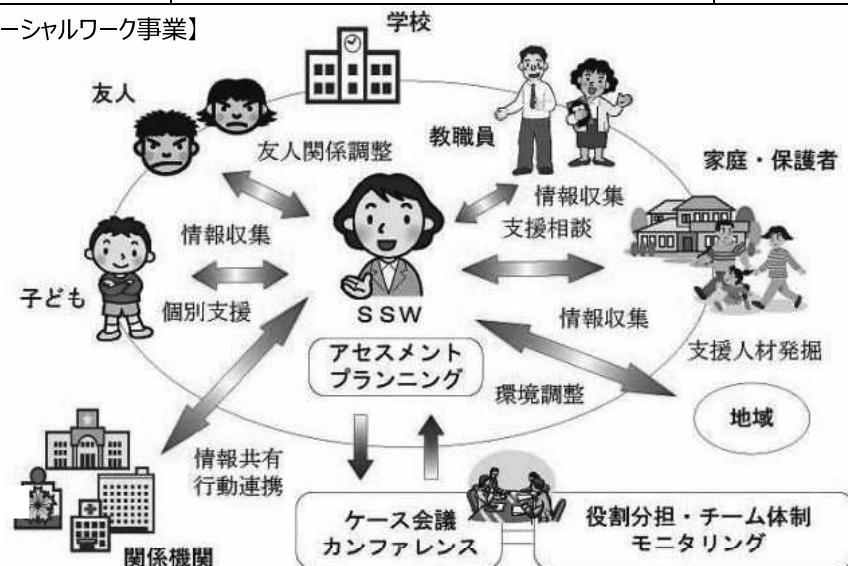
取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
情報モラル啓発事業	児童・生徒、保護者や地域住民に対してこどもたちのネットトラブルの実態とその対処法について啓発します。 学習会(インターネット利用に関わる危険性の事例紹介、情報モラルの啓発、新機器や新システムによる新しい問題への対処法の紹介等)を実施します。	こども若者政策課
地域ふれあい講座	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭におけるこどもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
はままつオレンジリボン運動 広報啓発事業	児童虐待を早期に発見するには、市民からの通告が重要であることから、一般市民への啓発のため、通告先などを明示した啓発用品の配布を、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間中に実施します。 「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間である11月に、市役所、区役所等で啓発用の懸垂幕やのぼり旗を掲げます。	子育て支援課
児童虐待防止研修事業	児童虐待の早期発見、防止のために、民生委員・児童委員、PTA、保育所、学校等の関係機関を対象に、虐待通告、対応についての講演研修を行います。	児童相談所
遵法教室	小学校高学年を対象に、法を守って生活することについての理解を深め、加害者になることの無いよう講座を実施します。	指導課

② こどもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
児童家庭相談事業	各こども家庭センター家庭児童相談室において相談に対応するとともに、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催します。	子育て支援課
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーコーディネーターが相談に対応するとともに、関係機関との連携を図り必要な支援に繋がります。	子育て支援課

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
児童相談・児童保護事業	児童虐待など、専門的知識・技術を必要とする児童・家庭に関する相談に応じます。その中で必要に応じ、児童を家庭から分離して一時保護する他、児童福祉施設への入所や里親委託を行うなど、児童の安全を確保するとともに、児童の権利を擁護します。加えて、児童福祉法に基づき、一時保護や入所措置の際に児童の意見聴取等措置を実施します。	児童相談所
教育相談事業	教育総合支援センター(通称)に心理相談員(公認心理師、臨床心理士)や外国人の相談に対応するためバイリンガルの相談員を配置し、こどもや保護者からの教育に関する相談に対応します。 相談員研修会を実施し、さらなる質の向上を図り、いじめホットラインの24時間、Webでの相談申し込み運用を継続します。 不登校児童生徒の校内外まなびの教室を充実します。	教育支援課
スクールソーシャルワーク事業	家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、関係機関との連携調整を図ることで多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげていきます。	指導課

【スクールソーシャルワーク事業】



③ 地域のこどもを守る活動支援

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
こどもの見守り活動	学校や通学路における事件・事故からこどもを守り、安心して教育が受けられるよう、家庭、見守りボランティア、スクールガード・リーダーが連携し、地域の実情に合った見守り活動を行います。 こどもの緊急避難場所「こども110番の家」について、引き続き地域の青少年健全育成会等を通して協賛を呼びかけるとともに、市のホームページに「こども110番の家」について掲載し、広く協賛を呼びかけます。	健康安全課 こども若者政策課

3 高齢者をめぐる人権



(1) 現状と課題

令和 5(2023)年の意識調査では、高齢者の人権問題のうち、「詐欺や悪質商法による被害」が問題だと思うとの回答が 50.9%と最も高くなりました。次いで「収入が少なく自立していくことが困難」が 42.2%、「病院や老人ホーム等の施設における看護や介護での不当な扱いや虐待」が 37.8%となりました。

また、「家庭内や地域社会で孤立した状態におかれる」「能力や経験を発揮する機会が少ない」「家庭内における看護や介護での不当な扱いや虐待」「道路の段差や建物の階段等、外出先で不便や支障がある」が問題だと思うとの回答は、15%前後で、平成 30(2018)年からほぼ横ばいでした。

高齢化や核家族化の進展により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、判断力や認知機能の低下といった理由から人権や権利が侵害されやすい状況となっています。

本市では、権利擁護を必要とする高齢者に対して、地域で見守り支援を行う体制や、地域包括支援センターによる相談支援体制の拡充・取り組みを進めています。

(2) 取り組みの方向性

日常生活に不安を抱える高齢者が、生きがいと尊厳をもって安心して暮らしていける豊かな社会を実現するためには、高齢者の人権についての理解を深めるための教育・啓発や関係機関のネットワークづくり、高齢者の社会参加の促進、質の高い福祉サービスの提供等、課題解決に向けた多様な取り組みを推進していく必要があります。

- ・ 地域全体で見守り・支援する仕組みづくりとできる限り住み慣れた地域で安心して生活できるような環境づくり
- ・ 認知症高齢者の権利擁護に向けた成年後見制度の利用促進、認知症に関する正しい知識と理解に向けた啓発活動
- ・ 高齢者虐待の防止、早期発見、早期解決と高齢者が犯罪の被害者とならないよう被害防止のための意識向上の啓発
- ・ 相談・支援体制では相談件数の増加や困難ケースへ対応できる体制整備の継続・推進

(3) 具体的な取り組み

① 高齢者の人権が尊重される教育・啓発

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
認知症施策推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、認知症サポーター養成講座及び講演会などを開催します。 認知症高齢者等に対する保健医療水準の向上を図るため、認知症患者の診療に関わる医師を対象とした研修の開催や、拠点となる認知症疾患医療センターを継続指定します。 認知症に係る正しい知識の普及を推進することを目的に認知症ケアパスや自己チェックリストを作成・配布します。	高齢者福祉課
高齢者虐待防止支援事業	高齢者虐待の早期発見・早期対応のための体制づくりを行います。 また、市民啓発を含めた予防的な取り組みや関係者の資質向上などを行います。 各福祉事業所及び地域包括支援センターからの困難事例に関する相談・助言を行い、高齢者虐待に関する研修会、講演会等を開催します。	高齢者福祉課

② 高齢者が自立して生活できる環境づくり

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
日常生活自立支援事業の助成	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など日常生活に不安のある人の権利を擁護し、自立した地域生活を送ることができるようにするために、浜松市社会福祉協議会が行う福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理及び見守りなどの事業に助成します。	福祉総務課
養護老人ホームへの入所措置	家庭環境や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者の生活の場を確保するため、入所措置を実施します。	高齢者福祉課
シルバー人材センター支援事業	高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るために、地域社会に密着した臨時的、短期的な仕事を提供するシルバー人材センターの事業を支援します。	高齢者福祉課
シニアクラブ支援事業	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を展開し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するシニアクラブ活動を支援するため、シニアクラブ浜松市及び単位クラブの活動費を助成するとともに、高齢者の作品展を開催します。	高齢者福祉課

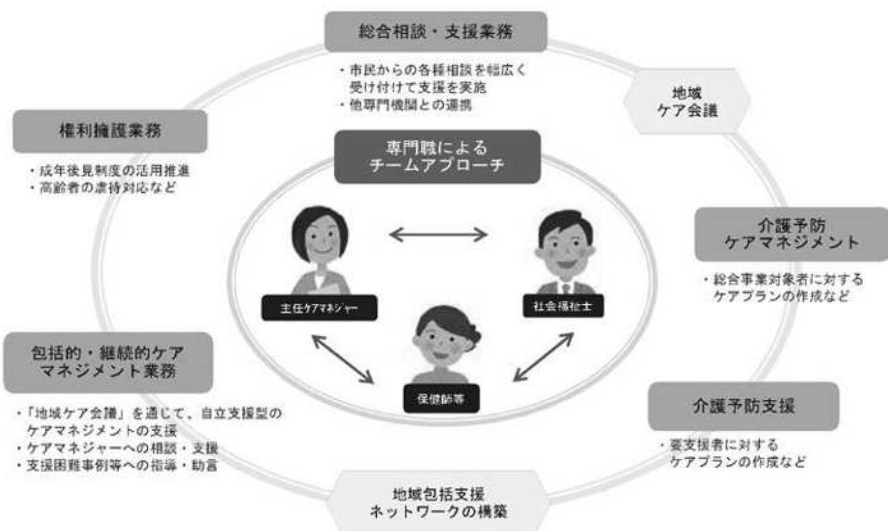
③ 高齢者への相談・支援

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的かつ継続的な支援を行うことを目的とし、総合相談、虐待防止、権利擁護事業の支援、介護予防のマネジメント、ケアマネジャーの支援等を一体的に行います。	高齢者福祉課
成年後見制度利用相談・支援事業	認知症高齢者や虐待を受けている高齢者で判断能力が十分でない人が、円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、本人の人権保護の観点から市長申立の必要がある市民の支援を行います。また、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	高齢者福祉課
地域高齢者見守り・支援事業	「はままつあんしんネットワーク」づくりに向け、自治会や応援事業者等への参加協力依頼を進めます。また、民生委員・地域包括支援センター・区による見守り活動に向けた情報共有を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して実態調査とあんしん情報キットの配付を行います。	高齢者福祉課

地域包括支援センターの主な業務について

【地域包括支援センターの主な業務】

地域包括支援センターは、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)・社会福祉士・保健師等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域における高齢者等の総合相談・支援業務等を一体的に実施します。



浜松友愛の高齢者プラン より

はままつあんしんネットワーク

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者などが、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、市民の支え合いの心でさりげなく、ゆるやかに見守り・支援するための仕組みのことです。

4 障がいのある人をめぐる人権



(1) 現状と課題

ノーマライゼーション(障がいがある人も、障がいがない人も平等に生活できる社会が正常(ノーマル)な社会である)の考え方が徐々に浸透し、公共的な施設等における障がいのある人への配慮がされるようになってきましたが、依然として障害のある人に不利な社会の仕組みが存在します。

令和 5(2023)年の意識調査では、「収入が少なく経済的に自立していくことが困難」なことが問題だと思うとの回答が 45.5%と最も高く、「就職や職場での不利な扱い」が 42.0%となりました。

また、「じろじろ見られたり、避けられたりする」「障がいの内容、程度に応じた適切な方法で情報を伝える配慮が足りない」ことが問題だと思うとの回答も 25%を超えています。

こうした問題を解決し、障がいのある人が住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができる豊かな社会を実現するには、障がいのある人について理解を深めるための教育・啓発や社会参加の促進、質の高い福祉サービスの提供、権利の擁護など取り組まなければならない多くの課題があります。

(2) 取り組みの方向性

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるように相談・支援体制を充実させ、地域での生活がしやすい環境づくりや就労を含めた社会参加の促進に継続して取り組んでいきます。

また、障がいの有無等にかかわらず、だれもが当たり前に暮らす、お互いに人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がいのある人に対する誤解や差別を解消するために、正しい知識と理解を深めるための啓発活動に取り組んでいきます。

これらの取り組みにより、障がいがあってもなくても、一人ひとりが大切にされ、すべての人が、かけがえのない人間として尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現を目指します。

(3) 具体的な取り組み

① 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
手話体験講座	手話を通して、聴覚に障がいのある人への理解を深める「手話体験講座」を実施します。	障害保健福祉課
障がい福祉体験講座	疑似体験(車いす・白杖)等を通じて、障がいのある人への理解を深める「障がい福祉体験講座」を実施します。	障害保健福祉課
障がい福祉推進講座	障がいのある人の自立や社会参加を推進するため、障がい福祉の現状や制度を説明する「障がい福祉推進講座」を実施します。	障害保健福祉課
心の輪を広げる障害者理解促進事業	障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指し、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、国との共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を学校等に公募します。	障害保健福祉課
障害者週間キャンペーン事業	障害者週間に、市内の障害者団体等と連携して授産製品の販売や啓発イベントを開催するとともに、市庁舎への懸垂幕の掲出、市役所本庁舎ロビーにて展示をするなど啓発を推進します。	障害保健福祉課
広報紙等による啓発広報活動	障がいのある人の自立と社会参加及び相互の親睦融和のため、広報紙や市ホームページ等により、各制度の周知または障がいのある人の社会参加に関する事業の広報を行います。	障害保健福祉課
障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。	障害保健福祉課
精神障がいを理解するための研修会	市職員や社会福祉関係者を対象に、精神疾患の基礎知識や精神障がいを持つ人への関わり方の基礎研修、疾患別研修などを実施します。	精神保健福祉センター
こころの健康に関する普及啓発事業	ラジオ放送や啓発展示、市民向け講演会などにおいて、こころの健康に関する正しい知識の普及、啓発活動を行います。	精神保健福祉センター
共生・共育推進事業	障がいのある子が地域の中で、共に豊かに生活できる社会をめざし、学区に住む特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を推進します。希望がある児童生徒を各小中学校で受け入れ、よりよい交流及び共同学習を実施します。	教育支援課

② 社会参加促進のための就労支援

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
障害者就労支援事業所支援	障がいのある人の就労支援として、障害者優先調達での発注促進や支援員の資質向上への取り組みを行います。	障害保健福祉課
企業伴走型障害者雇用推進事業	障がいのある人の雇用を検討している企業に対して、障害者の雇用現場における課題や障害者への理解等について、障害者雇用企業支援機関との連携を図りながら支援を行います。	障害保健福祉課
障害者就労支援事業	障がいのある人に対する就労相談、就職後の障がいのある人や雇用主に対して、仕事に関する相談及び職場定着に必要な支援を行います。また、復職者支援等の就労支援セミナーを開催します。	産業振興課
浜松市ジョブサポートセンター事業	市が行う生活支援等と国（ハローワーク）が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、障がいのある人については市内全域を対象として、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行います。	産業振興課

③ 障がいのある人やその家族への相談・支援

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
障害者相談支援事業	障がいのある人などから、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護に関する支援等を行います。	障害保健福祉課
障害者自立支援協議会事業	障がいのある人に対する支援体制の整備等の協議を行う障がい者自立支援協議会について、各相談圏域に設置したエリア連絡会で協議を行うことで、身近な地域での支援体制整備に努めます。また、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。	障害保健福祉課
発達障害者支援センター運営事業	発達障がいのある人や心配のある人、その家族に対し、相談や情報提供、就労支援を行います。また、市民や関係者への発達障がいの啓発事業や研修会を実施するとともに、地域支援体制の整備を行います。	子育て支援課

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
発達支援広場事業	必要な支援の見立てを行うセンター型、就園までの発達課題についての継続した親子支援を行う施設型を運営し、発達障害疑い児とその保護者への支援をします。	子育て支援課
精神保健福祉相談	こころの病気などについて心配のある方やその家族の方等に対して、医師や精神保健福祉士、保健師等による電話や来所等による相談及び援助を実施します。	障害保健福祉課
発達支援教育推進事業	医師、臨床心理士、社会福祉士、特別支援学校教員等からなる専門家チーム委員を派遣し、専門的見地から対応方法の助言や検証をします。特別支援学校教員、臨床心理士、指導主事等の巡回相談員や言語聴覚士、作業療法士等の巡回指導員が、発達障害等への教育的対応をアドバイスします。 各学校において支援体制の整備を促進するため、学校経営スーパーバイザーを指定校に派遣し、校内研修で指導・助言を行います。	教育支援課
成年後見制度利用相談・支援事業	知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が十分でない人が、円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、親族等身寄りがいない場合、市長による申立てを行うとともに、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	障害保健福祉課
日常生活自立支援事業の助成	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など日常生活に不安のある人の権利を擁護し、自立した地域生活を送ることができるようにするために、浜松市社会福祉協議会が行う福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理及び見守りなどの事業に助成します。	福祉総務課
I C Tを活用した相談事業や情報提供	市役所及び区役所にタブレット型情報端末を配置し、テレビ電話機能を活用した手話通訳やUDトーク機能を活用し、窓口サービス等の利便性の向上を図ります。	障害保健福祉課

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

平成 28(2016)年 4 月 1 日施行

この法律では、国や地方公共団体、会社やお店などの民間事業者に対して、障がいのある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

障がいの有無に関わらず、全ての人がお互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会をつくることを目指しています。その後、令和3(2021)年5月に改正され、「合理的配慮の提供」が民間事業者においても法的義務となり、令和 6(2024)年4月1日から施行されました。

5 部落差別（同和問題）



（１）現状と課題

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が長い年月の間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の中で様々な差別を受けている日本固有の人権問題です。

令和 5（2023）年の意識調査では、部落差別（同和問題）に関して、「同和問題が正しく理解、認識されていない」ことが問題だと思うとの回答が 32.8%と最も多く、次いで「差別的な言動を受ける」が 27.5%、「わからない」が 24.0%の順でした。過去の調査と比較すると、「インターネットへの根拠のない悪いうわさ、悪口や差別的な情報の掲載」が 16.8%となり、高くなってきています。

また、部落差別（同和問題）について「知っている」との回答が 28.1%であるのに対し、「知らない」との回答が 34.6%となりました。

部落差別（同和問題）は、これまでの取り組みによって少しずつ解消に向けて進んでいるものの、結婚問題をはじめ、依然として根深く存在しています。

近年では部落差別（同和問題）を知らないという市民や、聞いたことがあるだけという市民が増えてきました。こうした市民が誤った知識を身につけてしまわないために、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を進めていく必要があります。

（２）取り組みの方向性

部落差別（同和問題）は誤った知識、認識が残っていることから発生しています。部落差別（同和問題）の解消に向けて、正しい理解と知識の普及・啓発を進めていくことが重要です。

部落差別（同和問題）は人権の基本課題であり、問題解消に向けて、講座、講演会等により、市民、学校、企業等への人権教育・啓発活動に取り組んでいきます。

また、多くの市民が参加するイベント等での啓発活動を実施していきます。

福祉館では、部落差別（同和問題）解消に向けたコミュニティ拠点として、地域における人権啓発や周辺住民との地域交流事業に取り組んでいきます。

(3) 具体的な取り組み

① 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権講演会	部落差別（同和問題）をはじめとして、身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。	人権啓発センター
地域ふれあい講座	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭におけるこどもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
市町人権教育連絡協議会	県内関係市町で組織し、様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実を図ります。	人権啓発センター

② 周辺住民との交流事業の継続

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
福祉館運営事業	研修会、講演会、講習会、レクリエーション、教養講座などを開催し、人権啓発や広報活動を実施します。	中央福祉事業所 社会福祉課
地域住民交流研修会	地域住民と周辺住民との交流を深め、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての理解を深めるため、周辺自治会の協力を得て、住民の参加を呼びかけながら、講演会などを開催します。	中央福祉事業所 社会福祉課
成人講座	人権についての正しい知識と理解を深め、明るい家庭と思いやりのある地域づくりを推進します。	中央福祉事業所 社会福祉課

部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)

平成 28(2016)年 12 月 16 日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化してきていることから、憲法の基本的な人権の保障の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消を推進するために施行されました。

(1) 現状と課題

本市は、多文化共生の分野において先駆的に取り組んできた都市のひとつです。外国人市民と日本人市民の間の文化や生活習慣の違いに起因するトラブルを解決し、共に安心して快適に暮らすことができるための取り組みに始まり、外国人市民の定住化により顕在化してきた多岐の分野にわたる課題の解決や、外国人市民がその多様性を生かして活躍できるまちづくりを進めています。

令和6(2024)年6月には「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6(2024)年法律第59号)」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和6(2024)年法律第60号)」が成立しました。国が外国人材の受入れを促進し、本市においても地域の担い手として外国人材の受入れの更なる拡大が見込まれる中、外国人市民の持つ多様性への理解を深め、外国人市民と日本人市民がお互いの人権を尊重し合うことができるよう取り組みを進めることは、今後ますます重要になると考えられます。

(2) 取り組みの方向性

令和5(2023)年の意識調査結果から、地域住民や地域社会の受入れ態勢の整備、外国人市民と日本人市民との間の風習や習慣の違いに対する理解促進などの課題に取り組む必要性が明らかになりました。

この調査結果を踏まえ、多様な文化を持つ市民がお互いを認め合い、活発に对话や交流を行い、ともにつくりあげる地域を目指します。国籍や文化・宗教が異なることに起因する差別を生まないため、多様な文化への理解や尊重に関する内容を盛り込んだ人権教育、人権啓発活動を実施していきます。

また、異なる文化を持つ多くの市民が交流する機会として、各種交流イベントを開催するとともに、地域での交流を促進するための支援を実施します。

多様な文化を持つ市民が生活に必要な情報を確実に取得したり、正しく理解できたりするように、多言語による情報提供、相談対応に取り組むとともに、外国人市民の抱える諸課題や人権問題に対する相談、支援も実施していきます。

(3) 具体的な取り組み

① 多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
多文化共生センター運営事業	お互いの文化の理解を深めるため、多文化理解講座や国際理解教育講座を実施します。 自治会に対し、通訳派遣や多言語回覧文書の作成支援を行います。また、共生のための交流行事や各種制度の説明会等のコーディネートを行います。 研修や講座の開催を通じ、多文化共生の活動を行う各種団体の支援を行います。	国際課
外国人学習支援センター運営事業	日本語学習支援講座、日本語学習等支援者養成講座を実施します。	国際課
外国人子ども教育支援事業	教育支援課に外国人の相談に対応するため、バイリンガルの相談員を配置し、外国人の教育相談等に対応します。 日本語指導等の必要な児童生徒が在籍する小・中学校に、就学サポーターや日本語指導等を行う支援者を派遣するなど、外国人の教育支援を実施します。	教育支援課

② 外国人市民への情報提供・相談・支援

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
外国人市民のための相談事業	多言語生活相談、各機関と連携したワンストップ相談、家庭での問題や心の悩み事の相談に対する電話でのカウンセリング、電話相談員の資質向上のための研修を実施します。	国際課
外国人市民のためのメンタルヘルス相談事業	心理士を配置し、面談・相談、医療機関等受診時での出張通訳やメンタルヘルス講習会等を行います。	精神保健福祉センター
新たに転入された外国人市民に対する行政情報等の提供	区役所区民生活課など住民登録窓口において、必要な行政情報、地域のルールや仕組みの理解と助けとなる情報をまとめた「ウェルカムパック」を配付します。	国際課
外国人向け広報媒体の発行及び情報提供	視覚障がい者などへの「広報はままつ」点字版、音声版の発行や、外国人に対する「広報はままつ」の外国語版、やさしい日本語版の発行、多言語翻訳による配信サービスを行います。また、市公式Webサイト内に、生活に必要な情報を多言語で見ることができる「カナル・ハママツ」のページの掲載や自動翻訳サービスを提供します。	広聴広報課 国際課

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
多言語による情報提供	多文化共生センター（クリエート浜松4階）で多言語による生活相談を行うほか、多言語情報サイトを運用し、外国人が求める必要な暮らしの情報を多言語で提供します。	国際課
I C Tを活用した相談事業	多文化共生センター及び関係機関にタブレット型情報端末を配置し、多言語通訳サービスを活用したコミュニケーション支援を実施します。	国際課

ウエルカムパック

（やさしい日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・
フィリピン語・ベトナム語）



転入外国人への窓口での生活情報の提供内容

- ・多言語生活情報サイト カナルハママツ
- ・小・中学校入学案内
- ・心の健康の相談
- ・個人住民税のあらまし
- ・ごみ、資源物の出し方
- ・自治会活動の案内
- ・地震の説明
- ・交通安全の知識
- ・雇用サポートデスク など

浜松市外国人住民数

令和6(2024)年8月31日

国 籍	人 数
ブラジル	9,691
フィリピン	4,636
ベトナム	4,784
中 国	2,284
ペルー	1,788
インドネシア	1,748
韓 国	997
その他(86 国等)	3,888
外国人総数	29,816
浜松市総人口	788,985

※総人口は外国人住民数を含む

※住民基本台帳による



多文化共生センター

（クリエート浜松4階）

7 刑を終えて出所した人等をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)



「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、浜松市における「再犯防止推進計画」として、ここで「再犯防止の推進に関する取り組み」を定めます。

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人や、起訴猶予や刑の執行猶予等により釈放される人については、社会の根深い偏見により就職や住宅の確保が困難であるなど、本人に更生意欲があっても社会復帰が厳しい状況にあります。

◆ 刑法犯の検挙人員数と再犯者率

近年、刑法犯による検挙人数は減少傾向にありますが、検挙人数に占める再犯者の比率(再犯者率)は横ばいで推移しています。

また、再犯者に占める高齢者や障がいのある人の割合も横ばいで推移しており、犯罪歴のある高齢者や障がいのある人、生活に困窮している人が、必要な福祉的支援につながっておらず、社会復帰が困難となっている場合や、就労に必要な知識・資格等を有していないため、就労先の確保が困難となっている場合があることが考えられます。

全国の刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率

年次	検挙人員 (人)	うち再犯者 (人)	再犯者率
平成15(2003)年	379,602	135,295	35.6%
平成20(2008)年	339,752	140,939	41.5%
平成25(2013)年	262,486	122,638	46.7%
平成30(2018)年	206,094	100,601	48.8%
令和5(2023)年	183,269	86,099	47.0%

(法務省犯罪白書データより)

◆ 意識調査結果

令和 5(2023)年の意識調査では、刑を終えて出所した人の人権に関して、「刑を終えて出所した人への偏見や差別」が問題だと思うとの回答が 41.2%と最も多く、次いで「社会復帰に向けた相談・支援体制の不足」が 35.9%、「社会的自立のための雇用先確保や社会復帰のための修学支援の不足」が 31.2%の

順で多くありました。

このように、再犯者率や意識調査の結果から、刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰に向けた取り組みが重要となっています。

◆ 再犯防止の推進に向けて

犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向けては、刑を終えて出所した人等が、再び罪を犯すことなく生活を維持していけるようにするため、国、地方公共団体、民間団体の一体となった取り組みが重要です。

また、刑を終えて出所した人等が社会に受け入れられるよう、市民の理解と関心を深めるため、社会を明るくする運動と合わせて広報・啓発活動を充実していく必要があります。

このように、刑を終えて出所した人等の生きづらさを解消するため、地域における息の長い社会復帰支援が必要とされています。

(2) 取り組みの方向性

◆ 再犯防止推進計画の策定

国は、再犯防止の推進に向け、平成 28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、平成 29(2017)年12月には、「再犯防止推進計画」を策定しました。さらに、令和 5(2023)年3月に策定された「第二次再犯防止推進計画」においても基本方針は踏襲されていますが、重点課題の1つであった「地方公共団体との連携強化」が「地域による包摂の推進」と改められ、地方公共団体における役割がより強調されました。

このことから本市においても再犯防止に向けた取り組みの強化や地域社会の理解促進が必要となっています。

そこで、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、人権施策推進計画において、刑を終えて出所した人等をめぐる人権を分野別施策に位置づけ、再犯防止の推進に関する取り組みを定めます。

① 就労支援

刑を終えて出所した人等の社会復帰に向けて、就労確保の支援に取り組みます。犯罪や非行をしたという事情を理解した上で雇用し、社会復帰を支援していただける協力雇用主との連携を図るとともに、市の入札参加資格審査の優遇措置や協力雇用主制度の周知に取り組みます。

② 保健・福祉サービスの提供支援

刑を終えて出所した人等が、保健・福祉サービスを必要とする場合は、必要な支援が受けられるよう、支援ニーズを把握するとともに、刑事司法関係機関と連携し、支援策の検討・実施に向けた体制整備に取り組みます。また、コミュニティソーシャルワーカーによる、制度の狭間にあって必要な支援を受けられない人の課題解決に向けた取り組みを進めます。

③ 関心を深めるための啓発活動

刑を終えて出所した人等に対する市民の理解と関心を深めるため、社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間(7月)において、保護司会をはじめとした更生保護団体との協働により広報・啓発活動を実施します。

刑を終えて出所した人等の人権や再犯防止に関する講座、研修会を開催することにより、市民の意識向上を図ります。

④ 活動しやすい環境づくり

保護司会をはじめとした更生保護団体が活動しやすい環境づくりのために、更生保護サポートセンター設置に向けて公的施設の提供を検討します。

再犯防止の取り組みの推進のため、保護観察所をはじめとした国の刑事司法関係機関、保護司会をはじめとした更生保護団体、浜松市の関係各課との連携強化を目的とした活動を支援していきます。

再犯防止の推進に関する施策は、犯罪被害者等の存在を十分に認識し、刑を終えて出所した人等が、罪の重さや犯罪被害者の心情などを理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要であるとの認識の下に実施する必要があります。その上で、刑を終えて出所した人等の人権を守るためにも、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯防止に向けた取り組みを推進します。

(3) 具体的な取り組み

① 就労支援

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
協力雇用主に対する優遇措置	協力雇用主の増加のために、協力雇用主に対する入札参加資格審査における優遇措置について実施します。	調達課
協力雇用主制度の周知・啓発	事業者に対して協力雇用主制度や受刑者等採用相談窓口「コレワーク」に関するパンフレットの配付などにより、制度の周知を図ります。	人権啓発センター

② 保健・福祉サービスの提供・支援

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
刑を終えて出所した人等に対する支援体制の整備	支援を必要としている刑を終えて出所した人や犯罪や非行をした人に対し、必要な支援を実施するため、支援ニーズ、サービス提供者のニーズ把握や、刑事司法機関と協働し、支援策の検討、実施に向けた体制整備を行います。	福祉総務課 人権啓発センター
刑を終えて出所した等生活に困窮する人に対する支援	生活困窮者等からの相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な情報提供や権利擁護に関する支援等を行います。	福祉総務課
刑を終えて出所した等高齢の人に対する支援	高齢者からの相談に応じ、高齢者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な情報提供や権利擁護に関する支援等を行います。	高齢者福祉課
刑を終えて出所した等障がいのある人に対する支援	障がいのある人等からの相談に応じ、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な情報提供や権利擁護に関する支援等を行います。	障害保健福祉課
依存症者への支援	依存症理解の促進や再発予防。また、依存対象に頼らない生活を送っていくために、個別相談や集団で行う再発予防プログラムを実施します。	精神保健福祉センター
コミュニティソーシャルワーカーによる支援	コミュニティソーシャルワーカーによる制度の狭間にあって必要な支援を受けられない人の課題解決に向けた取り組みを進めます。また、支援を必要とする人を必要なサービスにつなげていきます。	福祉総務課

③ 関心を深めるための啓発活動

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
社会を明るくする運動の実施	社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間（7月）において保護司会との協働により広報・啓発活動を実施します。	人権啓発センター
講座、研修会の開催	刑を終えて出所した人等の人権や再犯防止に関する講座、研修会を開催することにより、市民の意識向上を図ります。	人権啓発センター

④ 活動しやすい環境づくり

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
更生保護サポートセンターの設置	保護司会をはじめとした更生保護団体の活動しやすい環境づくりのため、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置支援を行います。	人権啓発センター
関係機関・団体の活動推進	更生保護団体や国の機関等との連携強化を目的とした研修会等の支援及び推進を図ります。	人権啓発センター

更生保護サポートセンター

平成23年6月に、県内第1号の更生保護サポートセンターが浜松市に開設され、現在は市内7箇所に設置されています。更生保護サポートセンターは、①保護観察対象者との面接場所、②関係団体及び地域団体との連携・調整、③情報発信基地としての役割を持っています。



“社会を明るくする運動”浜松市推進委員会



市庁舎内モニター放送

8 性的マイノリティをめぐる人権



(1) 現状と課題

出生時に割り当てられた性別と性自認(ジェンダーアイデンティティ)が一致しないことや、同性愛や両性愛などの性的指向であることを理由に、周囲の偏見や差別、生きづらさなどを感じている性的マイノリティの人々がいます。

令和 5(2023)年の意識調査では、性的マイノリティを表す場合に使われることが多い「LGBT」という言葉について「意味も含めて詳しく知っている」「だいたい知っている」を合わせた「知っている」との回答が 65.0%となり、「ほとんど知らない」、「まったく知らない」を合わせた「知らない」は 9.3%との結果でした。

性的マイノリティの人々の人権を尊重するためには、正しい知識をもち、理解を深めていくための啓発活動を進めていく必要があります。

また、性的マイノリティに関して、「社会的理解が低く、世間から好奇や偏見の目で見られる」ことが問題だと思うとの回答が 50.8%と最も多く、次いで「嫌がらせやいじめ、差別的な言動を受ける」が 32.4%、「法律や制度が不十分であったり、整備されたりしていない」が 29.7%と多くなりました。

このように、性的マイノリティの人々の生きづらさを解消するためには、当事者への支援の充実と理解を深めるための啓発活動や、人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修の充実を図る必要があります。

(2) 取り組みの方向性

一人ひとりの性の多様性を認め合い、誰もがありのままの自分でいられるよう、正しい理解と知識を深めるための講座、講演会を開催するとともに多くの市民が参加するイベント等に出向き、市民、企業等への啓発活動に取り組んでいきます。

また、市職員、教職員が性の多様性への理解を深めるとともに、プライバシーに配慮し、担当業務や窓口対応において適切な行動をとることができるよう、具体的な内容を含めた研修を実施していきます。

このほか、性的マイノリティの人々の生きづらさを少しでも解消できるよう、性別に関係なく相談できる相談窓口を充実させるとともに、理解促進のための啓発活動を実施していきます。

(3) 具体的な取り組み

① アウティング(第三者への暴露)の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
地域ふれあい講座	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭におけるこどもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
教職員研修	教職員研修の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身に付ける研修を実施します。 ・人権教育指導者(園長・校長)研修 ・人権教育指導者(担当者)研修 ・その他、初任者研修の一部	教育センター 人権啓発センター
人権啓発・教育広報活動	多くの市民が参加するイベント等に出向き、啓発活動を実施します。 各種広報媒体(ソーシャルメディア、公共交通機関での広告等)を活用して、人権について啓発・教育を進めます。	人権啓発センター

② 生きづらさを解消するための取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ宣誓をした宣誓者に対して、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付し、性の多様性の理解促進を図ります。	UD・男女共同参画課
性別に関係なく相談できる相談窓口の設置	男女共同参画推進を図る拠点施設において、性別に関係なく相談できる相談事業を実施します。	UD・男女共同参画課

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5(2023)年6月23日施行

理解増進法は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、いわゆる理念法として制定された法律です。

多様な性とは(性の構成要素)

～すべての人がもっている要素であり、あり方は人によって異なります～

1. 戸籍・住民票上の性別

出生時の外性器の形を主な基準として、医師等が男女の別を判断し、それが出生届(出生証明書)に記載され、住民票であれば性別、戸籍であれば親との続柄として反映される。

2. 性自認 (ジェンダーアイデンティティ)

自分は女性である、男性である、その両方である、中間である、どちらでもないといった、自身の性別についての一貫した、安定的で持続的な認識および経験。

3. 性的指向

恋愛感情または性的関心が、同性に向かう同性愛、異性に向かう異性愛、男女両方に向かう両性愛、男女のどちらにも向かわない無性愛などの指向。

4. 性別表現

服装・髪型・しぐさ・立ち振る舞い・言葉遣いなどにより、性別をどう表現するかということ。必ずしも社会的・文化的な「女らしさ・男らしさ、こうあるべき」というような行動規範(固定概念)と一致するわけではない。

<SOGIE ソジーとは>

性的指向 Sexual Orientation、性自認 Gender Identity、
性別表現 Gender Expression の頭文字をとった言葉

すべての人がもっている属性であり、あらゆる人の性のあり方を尊重するために使用されています。※SOGI(ソジ)と使用されることもあります。

性的マイノリティを表すときに使う言葉として「LGBT」、「LGBTQ」などがあります。

L

G

B

T

Q

性的
指向

Lesbian レズビアン 性自認は女性で、女性を好きになる人

Gay ゲイ 性自認は男性で、男性を好きになる人

Bisexual バイセクシュアル 同性も異性も好きになる人

性
自
認

Transgender トランスジェンダー

出生時に割り当てられた性別と性自認などが一致しない人

Questioning クエスチョニング

性自認や性的指向をどちらかに決められない、分からない人など

カミングアウトとアウティング

自身の性的指向や性自認などを本人が周囲に打ち明けることを「カミングアウト」といいます。また、本人の了承を得ずに、他人がそれらを第三者に伝える行為を「アウティング」といいます。

カミングアウトをするかしないかは、本人が決めることで、個人のプライバシーに関わることです。カミングアウトにより、差別やいじめ等を受けるのではないかと不安を感じている人も多く、カミングアウトは重い決断です。

決して本人の了承を得ずに性的マイノリティであることを周囲に伝えてはいけません。たとえそれが本人を思っている行為であったとしても、アウティングは本人に大きな精神的苦痛を与える可能性があります。心身の不調や最悪の場合自死につながる可能性もあります。ただし、命に関わる緊急の場合には、情報共有やチームでの対応が必要な場面もあり、結果的にアウティングに繋がってしまう場合が想定されます。その場合でも、共有する範囲を極めて限定して情報が広がることを防ぐなど、細心の注意が必要になります。後から本人にその経緯や範囲を丁寧に説明することも必要です。

アウティングはプライバシーの侵害であり、重大な人権侵害行為であることを認識してください。

【もし、あなたがカミングアウトをされたら】

カミングアウトされたということは、その人はあなたを信頼して打ち明けたということを認識してください。そして、その信頼に応えるため、次のことに注意してください。

- ・知り得た情報については、守秘義務があることを認識しましょう。
- ・プライバシーが守られる場所で、時間をかけて話を聞きましょう。
- ・相手が望んでいることや、困っていることを否定することなく、しっかりと受け止めましょう。
- ・必要以上に情報を聞き出したり、本人の了承を得ずに第三者に話したり(アウティング)しないでください。
- ・必要に応じて、相談窓口や支援団体等の情報を伝えましょう。

➤ ふじのくに LGBT 電話相談 0120-279-585 (P17 再掲)

※上記以外にも相談窓口があります。

相手を尊重し、受け入れようとする気持ちが大切です。

アウティングによる被害事例

平成27(2015)年、某大学に通う男子学生 A さんが同級生の男子学生 B さんに対し恋愛感情を告白しました。その後、BさんはAさんの了承を得ずに、Aさんが同性愛者であることを同級生のLINEグループで暴露しました。Aさんは、心身に変調をきたすようになり、心療内科を受診したり、大学の相談室に通ったりしていましたが、その後、大学構内のベランダから転落して亡くなりました。

9 インターネット上の人権侵害



(1) 現状と課題

国では、社会のデジタル化の進展により、国民のインターネット利用率が上昇を続けており、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)が若年層を中心に広く普及し、小学生も手軽に利用ができるようになりました。

インターネットやSNSにより、市民の生活は便利になりましたが、その一方で、根拠のない悪い噂、悪口の拡散、個人情報の流出などの問題が発生しています。また、この問題では、流出した情報は完全に削除できない、加害者が特定できず被害者が救済されないなどの問題も存在しています。

令和 5(2023)年の意識調査では、インターネット上の人権侵害のうち問題だと思うことは、「他人に対する根拠のない悪いうわさ、悪口を掲載している」が63.1%と最も高く、次いで「出会い系サイトや闇サイトなど犯罪を引き起こす場となっている」が39.5%、「加害者が特定できず、被害者が救済されない」が34.9%となっています。

インターネット上では、誰でも匿名で情報を発信することができ、発信された情報は瞬時に広範囲に拡散する特徴があります。短期的に広範囲に拡散することから、被害者は深刻な被害に遭うことがあります。

社会のデジタル化の進展に伴いインターネットを利用する機会が増えれば、人権侵害の被害も更に増加するおそれがあります。このことから、個人の尊厳やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていく必要があります。

(2) 取り組みの方向性

インターネット上の問題では、市民に向けてインターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めるための講座や講演会を行い、知識・意識の向上に取り組んでいきます。

また、こどもが正しい知識と使い方(メディアリテラシー)を身につけることができるよう、こどもだけでなく保護者を対象とした講座の開催や、自発的学習を支援するため、DVD・図書等を充実させるとともに、啓発用資料を作成・配付することにより、インターネットと人権に関する理解促進に努めます。

(3) 具体的な取り組み

① 情報モラルとICTリテラシー(情報活用能力)の向上のための啓発

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
情報モラル啓発事業	児童・生徒、保護者や地域住民に対してこどもたちのネットトラブルの実態とその対処法について啓発します。 学習会（インターネット利用に関わる危険性の事例紹介、情報モラルの啓発、新機器や新システムによる新しい問題への対処法の紹介等）を実施します。	こども若者政策課
情報リテラシー向上事業	市民に対し情報リテラシー（情報活用能力）向上のための講座、講演会等を実施します。 SNS等を使い発信することで起こり得る問題の啓発、こどもにスマートフォンを使わせる際のルールづくりの提案、セキュリティ対策等の知識向上を図ります。	情報システム課
人権啓発資料の作成・配付	様々なイベント、講座、研修会等においてインターネットと人権を記載した人権啓発資料を配付し、理解促進に努めます。	人権啓発センター
人権啓発絵本・DVDの作成 啓発図書・DVDの貸出	幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本・DVDを作成し、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。また、保育園、幼稚園、小・中学校の学習用、希望する市民などへ社会教育用に、人権問題に関する学習ができる啓発DVDや書籍を貸し出します。	人権啓発センター
情報活用能力育成に向けた研修と各学校における実践	市内小中学校の生徒指導担当、教育の情報化推進リーダー、人権教育担当者に向けた情報モラル教育に関わる研修を開催します。各小中学校で実施する、インターネットによる人権侵害に関する講座等、人権教育の実践に生かします。	浜松市教育センター

② 誹謗中傷・人権侵害の解消に向けた取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
講座、研修会の開催	誹謗中傷・人権侵害に関する講座、研修会を開催することにより、市民の意識向上を図ります。	人権啓発センター

10 その他の人権問題



(1) 現状と課題

現代社会においては、これまでに掲載した分野の他にも様々な人権問題が存在しています。

感染症患者等に対しては、感染症に対する正しい知識と理解が不十分であることから偏見や差別などの人権問題が発生しています。

犯罪被害者とその家族に対しては、犯罪行為そのものだけでなく、プライバシーの侵害により精神的ショックを受けて日常生活に支障をきたす場合もあります。また、周囲のうわさ話や心ない中傷により名誉が傷つけられるなどの人権問題が発生しています。

ホームレスの人に対しては、通行人など、周囲の人からの嫌がらせや暴力、じろじろ見られたり避けられたりするなどの問題があります。この問題の解消に向けてホームレス生活からの脱却、ホームレス生活に陥らないための支援に取り組む必要があります。

地震や大雨等による大規模災害時には、避難所において、性別の違いや障がいの有無による配慮が必要とされています。また、避難生活の長期化に伴うトラブルや被災地からの避難者に対する人権侵害などの問題も存在しています。

(2) 取り組みの方向性

感染症患者等への偏見や差別は、誤った知識に起因することから、これらの問題の解消に向けて、正しい知識と理解を深めるための啓発活動に取り組んでいきます。

犯罪被害者とその家族の人権については、周囲の人々がこの問題についての理解を深めるとともに、支援体制の充実にも取り組んでいきます。

ホームレスの人の人権については、本人の意向に寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。

災害時の避難者に対しては、要配慮者をはじめ、すべての避難者の人権が配慮されるよう取り組みを進めます。

(3) 具体的な取り組み

① 感染症患者等の人権

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
エイズ等の普及啓発活動	広く市民に対し、エイズ等の正しい知識の普及・啓発を図ります。 エイズ一般啓発事業(協働センター、大学等でのパネル展示、啓発物品やパンフレットの配付)、世界エイズデー(12月1日)に合わせたキャンペーン、啓発物品の配付を実施します。	生活衛生課

② 犯罪被害者とその家族の人権

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等支援の総合相談窓口として、犯罪被害者などへの情報提供や相談支援を行います。	市民生活課

③ ホームレスの人権

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
ホームレス自立支援事業	ホームレス生活からの脱却及びホームレス生活に陥らないための支援事業、専任の巡回相談員による巡回相談事業、衛生状態改善(シャワー提供)事業、緊急一時保護事業、入院協力料支給事業を実施します。	福祉総務課

④ 大規模災害に起因する人権問題

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
防災マニュアルの作成	避難所運営マニュアルなどに性別の違いや障がい者など支援が必要な方へ配慮した取り組みを記載し、防災訓練を行い行政及び地域住民への人権意識の向上を図ります。	危機管理課

第3次浜松市人権施策推進計画

発行：浜松市

編集：健康福祉部 福祉総務課 人権啓発センター

〒430-0916

浜松市中央区早馬町 2-1 クリエイト浜松 1 階

TEL:053-457-2031 FAX:053-450-7702

URL:<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

令和 7(2025)年 3 月発行